

平成29年9月定例会 提出議案の概要について

○ 条例案	9件
●名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部改正について	財政局
<p>地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <p>(1) 個人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割の税率に関する規定の整備（名古屋市市税条例、名古屋市市民税減税条例） <p>(2) 固定資産税及び都市計画税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で定めることとされている課税標準の特例の割合に関する規定の整備（名古屋市市税条例） <p>(3) 施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日（ただし、一部の規定は平成30年1月1日） 	
●名古屋市児童相談所条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>名古屋市東部児童相談所の設置に伴い、所要の規定を整備するとともに、名古屋市中心児童相談所及び名古屋市西部児童相談所の所管区域の変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市東部児童相談所の名称、位置及び所管区域を規定 ・名古屋市中心児童相談所及び名古屋市西部児童相談所の所管区域を変更 ・施行期日 別に規則で定める日 	
●緑のまちづくり条例の一部改正について	緑政土木局
<p>都市緑地法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、市民緑地及び緑化地域に関し規定を整備するもの</p> <p>また生産緑地法の改正に伴い、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件について新たに定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地における行為の禁止、適用除外、利用の禁止または制限、措置命令について、市が設置するものに限定し、これらの規定について、市が管理する認定市民緑地について準用する旨を定めるもの ・認定事業者に対する支援について定めるもの ・生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件について定めるもの ・用途地域の建蔽率によらず緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模及び緑化率の規制について定める規定について削除するもの ・その他規定の整備をするもの 	

●名古屋市都市公園条例の一部改正について

緑政土木局

都市公園法の改正に伴い、所要の改正を行うもの

また、名古屋市久屋大通公園条例の制定に伴い、名古屋市都市公園条例により規定される久屋大通公園の管理に関する規定を除外するため、所要の改正を行うもの

- ・都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準に本市の市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を含める改正を行うもの
- ・公園施設の建築面積の基準の特例に法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物を加えるもの
- ・公園の敷地面積に対する運動施設の割合を政令の基準を参酌して政令と同一の基準を定めるもの
- ・新たに占用物件とされた自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔並びに保育所その他の社会福祉施設の占用料の額を定めるもの
- ・その他、名古屋市久屋大通公園条例の制定に合わせ、都市公園条例により規定される久屋大通公園の管理に関する規定を除外するため、所要の改正を行うもの

●名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

市民経済局

中村区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの

- ・名称 名古屋市柳コミュニティセンター
- ・位置 名古屋市中村区烏森町3丁目23番地の3

●名古屋市公設市場条例の一部改正について

市民経済局

名古屋市梅森公設市場を廃止するもの

7→6

- ・施行期日 平成29年11月1日

●名古屋市久屋大通公園条例の制定について

住宅都市局

久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例の特例を定めるもの

久屋大通公園の設置及び管理等に関する下記の事項について、特例を定める

- ・建築面積の基準（上限の引き上げ）
- ・指定管理（管理を行わせる施設の追加及び行為許可に係る利用料金制の導入等）

●名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会条例の制定について	住宅都市局
市長の附属機関として、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会を設置するもの	
・審議会の所掌事務、組織及び委員の資格等について定める	
●名古屋市屋外広告物条例の一部改正について	住宅都市局
屋外広告物等の安全対策の強化及び、公共空間等における屋外広告物の活用のための規制緩和を行えるようにするもの	
・公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を対象に点検の実施を義務付けるなど、広告物の安全対策の強化を図る	
・公共空間等における屋外広告物の活用を図るため、まちの賑わい創出等に資する広告物を対象に規制を緩和できるようにする	

○ 補正予算	1 件
●平成 29 年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）	財 政 局
補正後の額	1, 171, 591, 391 千円
補 正 額	56, 092 千円

○ 一般案件	5 件
●財産の取得について	防災危機管理局
災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するもの	
・財産の表示 毛布 81, 250 枚	
・買入金額 84, 678, 750円	
・買入れの相手方 ミドリ安全株式会社名古屋中央支店	
●指定管理者の指定について	健康福祉局
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 株式会社トヨタエンタプライズ	
・指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	

●指定管理者の指定について	健康福祉局
名古屋市鯉城学園の指定管理者を指定するもの	
・ 指定の相手方 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	
・ 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで	
●指定管理者の指定について	市民経済局
名古屋市苗代コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの	
・ 指定の相手方 苗代学区連絡協議会	
・ 指定期間 施設の供用開始日から平成 40 年 3 月 31 日まで	
●市道路線の認定及び廃止について	緑政土木局
明願第 8 号線始め 1 6 路線を市道として認定し、鳴海西部第 2 1 号線始め 3 4 路線の一部又は全部を廃止するもの	